

滋賀県ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)と称す。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を理事長宅に置く。

(組織構成)

第3条 本連盟は、滋賀県下において組織するソフトテニス加盟団体をもって構成し(公財)日本ソフトテニス連盟(以下、「日連」という)及び滋賀県スポーツ協会に所属する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は、本県のソフトテニス競技の統一組織として、ソフトテニスの普及振興を図り、県民生活の明朗化を図ると共に、健康の増進並びに社会的教養を高めスポーツ精神を養うことを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)ソフトテニスの普及振興、指導、奨励、競技力の向上並びに指導者の育成。
- (2)ソフトテニス大会の起案及び実施
- (3)他団体の主催するソフトテニス大会に対する後援及び移管する事業の実施
- (4)ソフトテニスに関する調査研究
- (5)ソフトテニス施設の普及改善並びに助成
- (6)他競技団体との連絡・協調
- (7)その他本会の目的達成に必要とする事項

第3章 会員

(会員)

第6条 本連盟の会員は、本連盟に加盟している滋賀県内に所在している次の各号のいずれかに該当するソフトテニス団体に登録する者及び賛助会員とする。

- (1)協会、クラブ、官公庁、企業、愛好者等で、組織するソフトテニス団体
- (2)本連盟に加盟している大学
- (3)滋賀県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部
- (4)滋賀県中学校体育連盟ソフトテニス専門部
- (5)滋賀県小学生ソフトテニス連盟
- (6)滋賀県レディース連盟
- (7)賛助会員

(入退会)

第7条 新たに本連盟の会員になる者は、日連への会員登録、又は各団体に登録を行った時点で会員とする。

2 退会に関しては、2年間会員登録を行わなかった団体がかつ連盟加盟金を支払わなかった時点で、退会したものとする。

(除名)

第8条 本連盟は、次に該当する場合は、役員会の決議により除名することがある。

- (1)本連盟の体面を汚したる個人又は団体
- (2)本連盟に明らかに協力せざる個人又は団体
- (3)その他本連盟が会員として不適当と認めたとき

第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| (1) 会長 1名 | (2) 副会長 若干名 | (3) 理事長 1名 |
| (4) 副理事長 若干名 | (5) 常務理事 若干名 | (6) 理事 若干名 |
| (7) 監事 2名 | (8) 幹事 若干名 | |

第10条 本連盟に、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。

(役員を選任及び職務)

- 第11条 会長は、総会において決議する。
2 会長は、本連盟を代表して会務を統括する。
- 第12条 副会長は、総会において決議し、会長が委嘱する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 第13条 理事長は、総会において決議し、会長が委嘱する。
2 理事長は、本連盟を事務的に代表し、会務を執行する。
- 第14条 副理事長は、総会において決議し、会長がこれを委嘱する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代理する。
- 第15条 常務理事は、各関係団体・支部・組織より推挙され、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
2 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、会務を執行する。
- 第16条 理事は、各関係団体・支部・組織より推薦された者及び専門部会員、並びに学識経験者中より会長の指名による者を、会長が委嘱する。
2 理事は、総会に出席し、本連盟の重要事項を審議する。
- 第17条 監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。
2 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 第18条 幹事は、理事長が委嘱する。
2 幹事は、理事長、副理事長を補佐し会員登録等の事務を司る。
- 第19条 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は、総会において選出し、会長が委嘱する。
2 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与は、会長の諮問に応じる。顧問、参与は会長の求めに応じて会議に出席し、議事に参画することができる。
- (任期)
- 第20条 役員任期は2年間とし再任は妨げない。
2 第10条に定める役員は、本人の申し出により解任する。

第5章 会議

(会議の種類)

- 第21条 本連盟の会議は次の通りとする。
- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| (1)総会 | (2)臨時総会 | (3)役員会 | (4)代表者会 |
| (5)委員会 | (6)専門部会 | | |

(総会、臨時総会)

- 第22条 総会は、会長がこれを招集し、毎年度末に1回開催する。また必要があるときは、臨時に開催する。
2 加盟団体の三分の一以上より会議の目的を示して総会召集の請求があるときは、会長は滞りなく総会を開くことができる。
3 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、及び各加盟団体代表者1名をもって構成する。
4 総会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。委任状を提出した者は、出席者とみなす。

(議長選出、議決)

- 第23条 総会の議長は会長が行う。
2 総会・会議の議決は出席者の多数決とし、可否同数のときは議長が決する。

(審議事項)

- 第24条 総会に審議すべき事項は次のとおりとする。
- | | |
|--------------------|------------------------|
| (1)予算及び決算の承認に関する事項 | (2)事業報告及び事業計画の承認に関する事項 |
| (3)役員を選出と承認に関する事項 | (4)規約の改正に関する事項 |
| (5)会費の徴収に関する事項 | (6)その他重要な事項 |

(役員会)

- 第25条 役員会は、会長がこれを招集し、原則年2回開催する。
2 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事をもって構成し、次に挙げることを審議し決定する。
- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1)総会に付議する事項 | (2)事業の実施に関する事項 |
| (3)各種大会の選手選考に関する事項 | (4)特別会計の設置及び廃止に関する事項 |
| (5)名誉会長、顧問、参与の推薦に関する事項 | (6)各種表彰に関する事項 |
| (7)本連盟の内規に関する事項 | (8)その他必要な事項 |
- 3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

(書面等決議)

- 第26条 総会、役員会がやむを得ない事情で開催できない場合は、書面又は、電磁的方法による決議をすることができる。

(代表者会)

第27条 代表者会は、理事長、副理事長、各部長、レディース・高体連・中体連・小学生連盟の各代表者、及び若干名の副会長をもって構成する。理事長が必要に応じて招集し必要事項を協議する。

(委員会)

第28条 専門委員会は、会長の委嘱した専門委員をもって構成し、会長から付託された専門の事項について調査・審議する。

(指導基本規定違反救済申立処理委員会)

第29条 本連盟は、日連が定める規定に従い、違反行為により被害を受けている者を救済する制度を遵守するため、これを担当する委員会を設置する。併せて指導基本規定普及委員を選任する。

(専門部会)

第30条 本連盟は、理事長を補佐し会務の円滑な執行のため、総務部、競技運営部、一貫指導部、審判部、IT部を置く。

2 専門部会は、会長が委嘱した専門部員で構成し、部長が統括する。

第6章 会計

(資産)

第31条 本連盟の資産は、会長が管理する。

(経費)

第32条 本連盟の経費は、次の収入金をもって支弁する。

(1)加盟団体の加盟金 (2)加盟団体の会員の登録料 (3)大会参加料
(4)補助金 (5)寄付金 (6)その他の収入

2 前項の加盟金、登録料及び参加料は別に定める。

(加盟金及び登録料)

第33条 加盟金及び登録料は毎年6月末日迄に払い込むものとする。

2 前項の加盟金及び登録料を期日迄に完納すること。2年間滞納した時はそれぞれの資格を失うものとする。

(会計年度)

第34条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(特別会計)

第35条 本連盟は、役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第7章 支部

(支部)

第36条 本連盟の支部の名称及び管轄区域は、次の通りとする。

(1)高島支部 高島市 (2)大津支部 大津市
(3)草津支部 草津市 栗東市 (4)守山支部 守山市 野洲市
(5)甲賀支部 甲賀市 湖南市 (6)近江八幡支部 近江八幡市 竜王町
(7)東近江支部 東近江市 日野町
(8)彦根支部 彦根市 多賀町 甲良町 豊郷町 愛荘町
(9)長浜支部 長浜市南部 米原市
(10)伊香支部 長浜市北部(虎姫、湖北、旧伊香地域)

第37条 各支部は、管轄区域の各ソフトテニス団体と本連盟の事業執行のため連携を図る。

第8章 補則

(補則)

第38条 本規約執行に必要な細則については、役員会の議決を経て別にこれを定める。

(附則) この規約は、昭和61年 1月16日より施行する。

昭和63年 2月21日 一部改正
平成 3年 2月17日 一部改正
平成 4年 2月16日 一部改正
平成11年 2月20日 一部改正
平成13年 2月25日 一部改正
平成25年 3月 1日 一部改正

この規約は、令和5年2月26日 より施行する。(一部改正及び表記全面改定による施行)